

平成28年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年4月28日（木）午前10時05分

場 所：教育委員会室

平成28年4月28日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第36号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

2 報 告 事 項

(1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(2) 平成28年度教育庁主要施策について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	木 村 孟
委 員	山 口 香
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	宮 崎 緑
委 員	大 杉 寛

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	松 山 英 幸
教育監	伊 東 哲
総務部長	堤 雅 史
都立学校教育部長	早 川 剛 生
地域教育支援部長	粉 川 貴 司
指導部長	出 張 吉 訓
人事部長	江 藤 巧
福利厚生部長	太 田 誠 一
教育政策担当部長	安 部 典 子
教育改革推進担当部長	増 田 正 弘
特別支援教育推進担当部長	浅 野 直 樹
指導推進担当部長	宇 田 剛
人事企画担当部長	鈴 木 正 一
（書記）総務部教育政策課長	岡 部 涉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第7回定例会を開会します。

本日は、報道関係は毎日新聞社外7社、個人は合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。冒頭のカメラ撮影の申込みはございません。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、遠藤委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回3月24日開催の第5回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第5回定例会議事録については、御承認いただきました。

前回4月14日開催の第6回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第36号議案については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

(1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 報告事項(1)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 報告資料(1)を御覧ください。第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、御報告します。

平成28年3月24日開催の第5回定例会において、教科書の採択に当たっての教科用図書選定審議会に対する諮問事項について決定していただきました。その諮問事項は、裏面の記書きにありますとおり、「1 教科書の採択方針について」、「2 教科書調査研究資料について」、「3 平成29年度使用教科書採択(都立中学校、都立中等教育学校(前期課程)及び都立特別支援学校(小学部・中学部))について」の3点です。

表面を御覧ください。今、御覧いただきました決定に基づいて、教科用図書選定審議会に諮問したところ、教科書の採択方針について、平成28年4月19日付けで下記の内容の答申を得たので御報告させていただきます。

報告資料の記書き以下が答申の内容となっています。

まず、「1 教科書採択に当たっての留意事項について」です。東京都教育委員会では、平成29年度使用教科書の採択を行うとともに、区市町村教育委員会等の他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導、助言又は援助を行うこととしています。

(1) の採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと等、4項の事項に留意して実施していくことになります。

次に、「2 学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）の調査研究について」です。これは、都教育委員会が今年度実施する調査研究に関することです。小学校及び中学校で使用する検定済み教科書については、種目ごとに同一の教科書を4年間採択する旨、法令で決まっています。小学校用教科書については26年度に、中学校用教科書については27年度に採択替えを行っているので、今年度は採択替えはございません。小学校用及び中学校用教科書の採択替えのない年度については、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する一般図書について、調査研究を行っていくことになります。

このため答申では、2の(1)にありますように、平成28年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の一般図書について検討し、調査することが示されています。また、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮しながら、「内容」、「構成上の工夫」の2点について検討することとなっています。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項についても、併せて検討することが示されています。

本内容については、本日御了解いただきましたら、早速調査研究を実施したいと存じます。

答申についての報告は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見等ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。

(3) 平成28年度教育庁主要施策について

【教育長】 次に、報告事項(2)平成28年度教育庁主要施策について、説明を教育政策担当部長、お願いします。

【教育政策担当部長】 報告資料（２）を御覧ください。平成28年度教育庁主要施策についてです。

「教育庁主要施策に関わる基本的な考え方」ですが、教育庁の主要施策とは、教育委員会が当該年度（今年度）に重点的に取り組む施策をまとめたものです。

それを決定・公表する意義ですが、まず１点目として、東京都全体の教育振興を図るということ。２点目として、都民等への周知を図ることで関心を高めるとともに、都民・学校・関係諸機関が一体となった取組を進めていくこと。３点目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められている点検・評価を実施する際の対象として、施策を体系化し、その改善・充実を図っていくということです。

諸施策と教育ビジョンの関係ですが、教育ビジョンについては、前回の教育委員会で御決定いただき、第３次・一部改定のビジョンとなっています。第３次・一部改定の基本理念や七つの柱、10の取組の方向に基づいて、今回、平成28年度教育庁主要施策を体系立てています。

本主要施策については、本日の教育委員会にて報告した後、プレスで公表するとともに、ホームページ等に掲載していきます。また、これを基に、６月に「主要事務事業の概要」という冊子を作成していきます。

主要施策本体について御説明します。１ページから４ページが目次となっており、それぞれ教育ビジョン（第３次・一部改定）の取組の方向と主要施策の並びで施策を体系立てています。

５ページを御覧ください。「取組の方向１ 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実」です。

「主要施策１ 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上」の１として、小・中学校における基礎学力の定着です。都独自の学力調査を小学校５年生、中学校２年生を対象に悉皆で実施するとともに、その調査分析を基に、授業改善を推進し、子供たちの確かな学力の定着と伸長を図ってまいります。また、今年度は「東京ベーシック・ドリル」の電子化に向けた準備を進めるとしてまいります。

また、２として、高校における学力の確実な定着ということで、PDCAサイクルにより授業改善を行うとともに、生徒の学力定着状況を正確に把握するため、学校自

身で作成した学力調査を実施するとともに、その結果を踏まえて、学力の確実な定着に向けた繰り返しの指導の充実を図ってまいります。

また、3点目として、アクティブ・ラーニングに関わる指導内容・方法の研究・開発ということで、アクティブ・ラーニングの視点を生かした指導方法に関する研究や指導資料の開発・普及を図るため、アクティブ・ラーニング推進校を15校指定します。

4点目として、外部人材を活用した放課後の学習支援等、授業以外の場における学習支援の充実ということで、区市町村が実施している主に小学生を対象とした「放課後子供教室」や、中学生を対象とした「地域未来塾」に対する支援を充実し、学習の機会を充実させていきます。また、高校では、学び直しの学習や自習の支援ということで、外部人材を活用した「校内寺子屋」を都立高校10校で試行実施していきます。

8ページを御覧ください。「取組の方向2 世界で活躍できる人材の育成」です。

「主要施策3 『使える英語』を習得させる実践的教育の推進」の1として、小学校の英語教科化の取組ということで、平成32年度からの小学校英語の教科化に伴う30年度からの先行実施に向けて、英語教育推進リーダーを配置するとともに、リーダーを配置した地区のうち10地区を英語教育推進地域に指定し、教員の指導力や児童の英語力の向上を図っていきます。

また、中学校における英語の授業の効果的な少人数・習熟度別指導の推進ということで、「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進するとともに、生徒の英語力を育成するための教材であります「中学校英語科教員のための指導資料」の活用を一層推進してまいります。

3点目、高校における英語教育の充実として、コミュニケーションツールとして使える英語を身に付けさせるということで、引き続き全ての都立高校及び中高一貫教育校に、JETプログラムによる外国人英語指導者を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進してまいります。また、「東京グローバル10」及び「英語教育推進校」の指定を行い、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験支援等を行うなど、生徒の英語力の向上に向けた取組を加速させてまいります。

14ページを御覧ください。「取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進」のうち、

「主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進」です。

1点目として、道徳の教科化に向けた先行的取組ということで、東京都が作成した「『特別の教科 道徳』移行措置対応 東京都道徳教育教材集」や、道徳授業の改善・充実のための活用の推進、また、東京都道徳教育推進拠点校の設置により、小・中学校における道徳の教科化に向けた各校における先行した取組を推進してまいります。

また、2点目として、高校における新教科「人間と社会」の実施です。人間としての在り方生き方に関する新教科を設置し、全ての都立高校及び都立中等教育学校で実施します。これにより道徳性を養い、判断基準を高めることで、社会的現実にも照らし、より良い生き方を主体的に選択し、行動する力を育成してまいります。

次に、15ページ、「主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進」です。小・中学校において、外部人材や関係機関と連携を図りながら、法教育・租税教育等も含めた系統的なキャリア教育を推進してまいります。高校においても、新教科を活用して、キャリア教育を進めてまいります。

また、高校においては、生徒に良識ある公民として必要な能力と態度を育成するために、議会制度や選挙制度、民主主義の意義と仕組みなどを学ばせるとともに、模擬選挙等の体験学習等も用いた主権者教育を実施してまいります。

防災教育においては、防災ブック「東京防災」や防災ノートを活用し、学校と地域が連携した防災教育を推進してまいります。

17ページを御覧ください。「主要施策9 不登校・中途退学対策」です。

1点目として、区市町村における支援チームの設置などの取組の支援です。小・中学校における不登校の児童・生徒に対するきめ細かい支援を行うため、区市町村教育委員会にスクールソーシャルワーカーを活用した支援チームを設置して、モデル事業を実施します。

また、2点目に、都における「自立支援チーム」の設置ということで、都立高校の生徒たちを支援するという観点から、スクールソーシャルワーカー等による「自立支援チーム」を創設します。このチームを通して、中退の未然防止や不登校生徒への対応を行います。

このほか、5点目、区市町村と連携した教育支援センターの機能強化や、6点目、フリースクールと民間団体等との連携、7点目、チャレンジスクールの拡充等に取り組んでいきたいと考えています。

23ページを御覧ください。「取組の方向5 体を鍛え健康に生活する力を培う」です。

「主要施策13 体力向上を図る取組の推進」です。

1として、「アクティブプラン to 2020」の推進を通して、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市にふさわしい運動・スポーツに親しむ元気な児童・生徒を育成してまいります。

2点目として、小学校において健康教育を中心とした体力向上や健康づくりを推進する「アクティブライフ研究実践校」の指定、また、全中学校を「アクティブスクール」と位置付け、それぞれの学校の子供たちの体力の実態を踏まえて、体力向上の目標や取組内容を定めた体力向上推進計画を定め、その取組を推進してまいります。特に体力向上に先進的に取り組む中学校を「スーパーアクティブスクール」として、具体的な取組の研究開発を行います。

3点目として、都立高校において、競技力の高い部活動のある学校を「スポーツ特別強化校」に指定し、都立高校の運動部活動全体の活性化と競技力向上の一層の推進を図っていきます。

25ページを御覧ください。「取組の方向6 オリンピック・パラリンピック教育の推進」です。

「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針に基づく教育の推進ということで、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の四つのテーマと、「学ぶ」、「観る」、「する」、「支える」の四つのアクションを組み合わせたプログラムを推進するとともに、重点的に育成すべき五つの資質を伸ばすための四つのプロジェクトを推進してまいります。

30ページを御覧ください。「取組の方向8 質の高い教育環境を整える」です。ここでは「主要施策19 都立高校改革の着実な推進」を掲げています。昨年度策定した都立高校改革に基づいて、取組を着実に推進してまいります。

「主要施策20 特別支援教育の着実な推進」で、1点目、都立特別支援学校の規模と適正配置を進めてまいります。

また、3点目の小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援策を実施します。具体的には、全ての小・中学校における特別支援教室の設置促進に向けた取組を進めていきます。

以上、一部を抜粋して主なところを御説明しました。

最後に、今後の予定ですが、本日、本報告をホームページで公表するとともに、「主要事務事業の概要」という冊子に基づき、6月に各地区教育委員会や各学校に配布していきたいと考えています。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますか。

【遠藤委員】 頭の整理をさせていただきたいのですけれども、東京都の場合、そもそも土台としてある「東京都教育振興基本計画」に基づいて、前回御説明いただいた「東京都教育ビジョン」があり、昨年、地教行法の改正に伴って、教育委員会制度が大きく変わって「総合教育会議」ができて、その「総合教育会議」において、知事が決める「教育施策大綱」が決まって、その大綱に示された重点事項に沿って、「教育ビジョン」についても、それにひょうそくを合わせて整合性をとる。この1年間、そういうところまで御説明いただいてきました。それに基づいて、本年2月に新たな「都立高校改革推進計画」が出されたわけですね。ですから、教育ビジョン、施策大綱、そして、具体的な段階に落ちて都立高校改革推進計画。そして、今御説明いただいた主要施策の中を見ると、今まで「教育ビジョン」や「都立高校改革推進計画」でいろいろ御説明いただいたものとほとんどオーバーラップしているのです。教育施策というのは、区市町村の教育委員会、あるいは都民の皆さんに広く公表するのが目的ということですね。したがって、本日御説明いただいたものの位置付け、主要施策の意味は何なのか。話を伺って、今まで「教育ビジョン」や「改革推進計画」をいろいろ御説明いただいて、我々も意見を言って、それと主要施策との関係がどうなっているのかと混乱したので、お願いします。

【教育政策担当部長】 東京都教育施策大綱は、昨年、知事と議論をして、知事が

御決定いただいたということで、これは29年度までの3年間の計画ということで大綱を策定しました。「教育振興基本計画」というのは、「東京都教育ビジョン」の一部改定がそれに当たるのですけれども、それは大綱との整合性も図るということで、平成30年度までの計画ということで前回の教育委員会で議決いただきました。本日お示しした主要施策は、その大綱やビジョンに基づいて、今年度特に重点的に実施するというので、今年はこの事業を重点的に行うということで毎年度お示ししているものです。これは、各地区の教育委員会が、例えば東京都は今年どんなことを重点的に取り組むのだろうと、ビジョンとか大綱とか、中期的なスパンでいろいろ計画を立てていますので、そのうち今年度はどのようなことを実施するのかというのを示したものです。

【遠藤委員】 分かりました。中長期計画の中で、そのうち28年度に実施するものについて、具体的に広く都民、あるいは区市町村の教育委員会にお知らせをするという位置付けで、ベースになっている「教育ビジョン」や「都立高校改革推進計画」から外れるものではないと理解してよろしいですか。もちろん、その上に大綱があるということですね。

【教育政策担当部長】 はい、そのとおりでございます。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮崎委員】 何度か申し上げたことですが、「アクティブ・ラーニング」についてです。今、教育の大きなテーマが「アクティブ・ラーニング」ということは、初等・中等教育、高等教育を問わず、洋の東西を問わず、世界的に大きなテーマになっていますが、実態は、何を以て「アクティブ・ラーニング」とするかという定義が学会等でも固まったわけではないです。ですから、やり方によって、いろいろなものをそのように呼んでいるというところがあるのですが、一方で、全ての中学校は「アクティブスクール」と定義をして、体力向上を図るということで、こちらの「アクティブ」は知・徳・体の「体」である。「アクティブ・ラーニング」の方は、「知」、「徳」の方が中心になっているということで、これは中身が若干違うと思うのですが、この定義を、東京都としてはこれを「アクティブ・ラーニング」としてい

るという書下し文のようなことを書いていただきたいということをお願いしたのですが、この中にはまだ載っていないようです。

それで、中学校で「アクティブスクール」でやってきた子が、そのまま高校で「アクティブ・ラーニング」というと、体育のことだと思ってしまうと思うのです。その辺は誤解をしないように、目指しているのは実践的な実学教育だと思いますが、何をもって「アクティブ・ラーニング」と言っているのか、はっきりと混同しないようにどこかで定義していただく必要があると思うので、そこは是非書き加えていただけませんか。

【教育政策担当部長】 「アクティブ・ラーニング」の定義はまだ固まりきったものではないので、そういう意味では、今は「アクティブ・ラーニング」の視点を生かした指導法という形で書いています。また、「アクティブスクール」というのは体力、「スーパーアクティブスクール」の方も体力ということで、この辺については、各区市町村、各学校に説明する際にも混同がないように、しっかり説明をしていきたいと考えています。

【宮崎委員】 子供たち自身が分かるようにお願いしたいと思います。

【教育政策担当部長】 実際に指導に当たる教員に対しては、子供たちにどういう形でそれを示すかというのは、また指導の中で様々な形態があると思いますので、その中で混同しないようにしっかり行っていきたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 「東京都教育ビジョン（第3次・一部改定）」ということですが、第1次は平成15年でしたか。

【教育監】 平成16年です。

【木村委員】 5年ごとですね。第一次が出されたときに、少し大風呂敷を広げ過ぎているのではないかという意見も教育委員会の中にあつたことは記憶しています。しかし、私は様々な改革がそれに基づいて着実になされてきたと評価しています。一部改定ということで、これは平成30年まで有効ということですね。つまり、1次、2次、3次の期間を合わせると15年になります。A3の横長資料、「主要施策を決定・公表する意義」の3番目に、施策の改善・充実に向けた体系化ということで、教育に

関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を実施する際の評価対象として体系化する、ということが記載されています。こういう考えで施策を実行することは、私は非常にいいと思います。今後、第4次を打ち出すときに、改定がなされることになると思います。その際、どういう理由によって改定がなされたか、どういうふうに変わったかについて、よく議論をしていただきたいと思います。昔の書類を私は持っていませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、第1次、第2次と進むにつれ、施策が具体的になっていったという印象を持っています。まだ先の話ですが、是非よろしくお願ひしたいと思います。

【教育政策担当部長】 第4次改定に向けましては、これまでの施策の全体の流れや成果等も踏まえて、改定作業を行っていけるようにしていきたいと考えています。

【木村委員】 よろしくお願ひします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきましては、報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

5月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願ひします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会の開催は、5月第二木曜日の12日は、現在、案件がございません。つきましては、次回定例会は5月26日木曜日、午前10時から教育委員会室において開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、5月12日は案件がないとのことですので、5月12日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――<異議なし>――それでは、5月12日の教育委員会は開催しないことといたします。

次回は、5月第四木曜日の5月26日となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

日程その他について、何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時38分)